

皇學館大学研究開発推進センター紀要 第三号
平成二十九年三月一日発行（抜刷）

論
文

明治十年

福島県伊達郡東湯野村

檀原神社創設の事情

石垣仁久

明治十年 福島県伊達郡東湯野村 榎原神社創設の事情

石 垣 仁 久

□要 旨

明治時代初期、地方行政の効率を高めるため、小規模な村の統合が行われた地域があった。複数の村が統合された場合、一村内に既に村社の指定を受け、共同体の精神的支柱の役割を担っていた公の神社が複数存在する結果となった。

その対処法として、現状を維持する場合、村社を統合する場合、村社を新設する場合などがあった。本来は別個の共同体同士が、将来一つの共同体の持続を目指した時、時には斬新な村社の創設も選択肢の一つであった。

本稿は、福島県北部で統合による村社創設の必要を生じた地域の氏子たちが、当該地方では前例のない初代神武天皇を祭神とする神社を創設した事例である。

この地方では、神武天皇を祭神とする神社は維新以前は存在していないので、地方史研究家はこの現象を国家神道によるものとして、自治体史などでも基本的にその説に同調している。しかしそこには、統合された村の特殊な事情が存在し、国家神道以前にその点を考察する必要があったはずである。

神武天皇を祭神に選定した大きな理由は、新しい共同体の統合に新しく力ある神が求められた結果であり、氏子たちが自発的に新しい時代にそったス

タイトルで村社を運営しようとしたことが要因であった。国家神道を推進したとされる行政担当も、前例のない神社の創設には躊躇した形跡も認められる。

□キーワード

明治初年の共同体合併 神武天皇 榎原神社 村社の創設
国家神道

はじめに

明治初年の近代神社制度の草創期には、神仏分離、社格制度の制定、祭神や祭日の変更、神社合祀など様々な変革があった。その中でも神社が創設された事例も少なくない。

神社の創設は、近代神社制度草創期の特徴の一つでもあり、神社史研究の上でも見逃すことの出来ない現象の一つと思われる。神社創設に至るには、郷土愛に基づく忠臣義民を祭神とする神社や、維新後の国家意識の高まりの中で醸成された皇室敬慕に起因する神社など、一定の形が確認される。しかし、郷村社の創設

を具に見ていくと、それぞれの地域により状況を異にしており、定型を見出すことは難しい。

これらの事例を考えて行く上で押さえておかなければならないのは、「誰が」、「いつ」、「どこに」、「何を目的として」「どのような神社を必要としたのか」という観点であろう。一般に近代神社制度を推進したのは中央官吏や地方役人とするイメージが強いようで、動もすれば地域住民は受動的な立場に置かれる場合が多いのだが、これらの観点から丹念に観察すると、氏子関係者も維新の変革に追従し、新時代に向かって地域の発展に尽力した経緯も見えて来る。

今回、福島県福島市東湯野(元・伊達郡東湯野村)に鎮座する旧村社かじはら檀原神社の創設事情を調査した。

この神社を調査対象に選定した理由は、新規村社の創設に止まらず、神武天皇を祭神とすることで、明治二十三年(一八九〇)四月二日鎮座の官幣大社檀原神宮に十年以上も先行している点で、地方に於ける神武天皇祭祀を遡及する上で貴重な例であること。また祭神選定に関して氏子の深慮遠謀が存在し、それに対して官庁の拒否反応があつた点では、地方史研究家の説くように一概に国家神道の産物とすることができないことが挙げられる。明治以降の創設神社と国家神道を関連づける風潮が、かつて地方史研究家の間に広まっていたことは事実である。その判断が果たして正しいものであつたについても検証する。

一、明治初年神武天皇景仰

神武天皇を祭神とする神社は全国各地に存在する。本稿はそれを取り纏めることが目的ではないので詳しくは触れないが、筆者はそれらは明治初年、各所に設置された神武天皇遙拝所が発展した例が多いのではないかと考えていた。しかし、調査してみると案外そうではないということが判ってきた。

一例を挙げると、長野市中俣区には神武天皇遙拝所という社がある。その由緒は明治十一年(一八七八)明治天皇が北陸巡幸の途次、長野町に御駐輦、善光寺の大勧進を行在所とされたことに感激した有志が、神武天皇遙拝所の設置を長野県令に出願し、同十二年内務省の許可を得て翌十三年四月三日に神武天皇陵に向かった遙拝所が竣功したものである。^(注)

また、明治中期に伊勢神宮の神苑の整備を行った財団法人神苑会には、明治十九年発足の時点で、既に神武天皇を祀る神社の創建の計画があつたことが『神宮明治百年史』下巻所収の史料から確認できる。

「神苑会創設主旨」

(前略) 伏テ惟ルニ、神宮ハ、帝国ノ宗廟ニシテ、各教ノ中心ナリ。神武天皇ハ、創業ノ、聖祖ナリ、宜ク其神殿ヲ神苑中ニ奠シ、以テ其神靈ヲ祀リ、又 倭姫命ハ、垂仁天皇ノ朝、御杖代ト参リテ、天祖天照大神ヲ奉ジ、三十余年間各地ノ山河ヲ跋涉シ、遂ニ万古不易ノ神宅ヲ五十鈴川上ニ相ス、亦宜ク神殿ヲ苑中ニ興シ、以テ其 神靈ヲ祀ルベシ。(中略)

神苑会会規則

第一条(中略)

次デ倉田山ニ一大苑地ヲ設ケ 神武天皇及倭姫命ヲ祀リ奉ル神殿ヲ営ミ、和氣・鎌足諸公以下、楠・新田ノ如キ忠貞節烈、苟モ 皇基ニ関シ偉勲炳焉ナル 諸公ノ靈ヲ之ニ配祀シ、及其肖像碑銘ヲ建ルノ目的ヲ以テ、其原資ヲ汎ク我日本全国有志者ノ義捐ニ募リ、其事業ヲ奏スルニ在リ

(傍点は筆者)

民間団体である神苑会が、現在神宮徴古館などが立つ倉田山に、神武天皇を祀る神殿創設を計画していた背景には、別格官幣社の列格と創建が挙げられる。別格官幣社は人臣を祭神とすることから官国幣社の基準には合致しなかつたので、官幣小社の別格として位置づけられ、先ず明治五年に湊川神社が列格した。次い

で翌年から東照宮など既存の神社が順次列格してゆき、明治十八年までに列格は十八社に達した。そのような時代の趨勢の中で、初代天皇を祀る神社も希求されたと考えられる。

このように明治十年代には、地方の市井の間に神武天皇を景仰する機運が高まっていたことが見て取れる。

神武天皇に政治の理想を求める動きで、比較的早いのは後期の水戸学とされ、それが維新推進派を経て、明治新政府が継承する。明治五年（一八七二）十月十五日政府は、太政官布告をもって太陽暦施行と、神武天皇即位紀元を定め、十一月二十五日に宮中において祭典を執行する旨を公示した。それに伴い各地方においても遙拝所を設け、便宜の日に官員を始め華族士族平民をもって参拝せしめていた。^(注2)これが民間で神武天皇遙拝式が執り行なわれた初見である。

次いで一月二十九日を神武天皇即位の日と定め、毎年祭典が執行されることとなり、太政官布告でその旨を公布した。それに伴い、式部寮は山陵遙拝式を定め、各県庁内の清浄の場所を選んで、大和の方向に向かって設営をなして遙拝すべき旨を達した。これは官国幣社と府県社にも同様に達せられた。

明治六年一月に宮中の五節を廃止して、新たに神武天皇即位日と天長節を祝日とした。その後若干改正があり、神武天皇即位日は二月十一日、崩御日は四月三日となった。即位日を紀元節と称することが定められたのは同年の三月のことである。^(注3)

通常歴代天皇に対する追考の祭典は、崩御の日に行うものであり、即位日に毎年大祭を行うのは神武天皇のみである。初代天皇であるゆえに、そこに肇国創業の太祖と偲ぶ意味をもって紀元節となるのである。また、崩御日の四月三日は神武天皇祭となった。

以上、明治初年における神武天皇景仰の経緯について確認して本題へ進むことにする。

二、創設された村

福島県の北部、福島市の北端に位置する東湯野は、かつては東湯野村と称し、伊達郡に属していた。この東湯野村は、明治九年六月に相互に隣接し合う三か村と、西に接する村の一部が合併して誕生した新しい行政単位であった。東湯野村を構成するのはいづれも小村であった、板谷内村・増田村・塩野目村と、西に接する湯野村の一部の下組である。

合併の理由は次の史料「合併御願」から知ることができ^(注4)。

合併御願（橋本豊吉氏蔵）

岩代国伊達郡塩野目、増田、板谷内並二湯野下組合四ヶ村合併

村名 東湯野村

右者今般地租改正□仰付候処隣村互二飛地或ハ犬牙錯雜之場所不尠取調而□之候ニ付前書塩野目増田板谷内三ヶ村江湯野村飛地下組ト唱候屋敷ヲ合併一村トナシ是迄ノ村名ヲ廢シ更ニ東湯野村ト称シテ奉存候勿論其他形渾然トシテ欠闕ナク隣村ノ境界判然トシテ且ツ正数又戸数人民田畑反別ニ至迄過不足ナシ実ニ壹村相当ニ而諸事便利ニ可有之ト奉存候 依テ戸数人員田畑屋敷別紙ニ取調絵図面相添奉差上候間□□モ無之候ハバ合村御仰付相下度奉願上候 尤湯野村ニモ相談相整処障更ニ無御坐候間右願之通御聞届在下置候ハバ速ニ 丈測量□□□□

右の史料は年代を欠くが、『東湯野概史』（以下『概史』という）にその辺りの事情が詳しく記してある。^(注5)

明治八年（一八七五）十二月十八日、伊達郡の所管が川俣・保原・桑折の三区

に改められ、当該地区は桑折区会所の管轄となった。その際、執務上の便宜を計るために、小村落を合併させることになり、塩野目・増田・板谷内の三か村に、湯野村の下組を一同として一村とする案が出され、明治九年二月に合併が決定した。従って「合併御願」はその同時期に起草されたものと考えられる。

三か村一地区が合併する理由について、『概史』は「執務上の便宜を計るため」とのみ述べているが、『福島町の町と村Ⅱ』（『福島市史』別巻Ⅵ）は、三か村合併は隣村の湯野村の三か村合併と同時期であり、地租改正に伴う境域設定にかかわり、村自立のための地域確定の必要があったからと述べている。

「合併御願」は更に詳しく、隣村同志で飛び地や犬牙のように複雑に入り組んだ場所が多いために不都合を生じていたことを記している。この辺りは一級河川の摺上川すりかみがわの河道跡であり、北から南に向かって土地が低く傾斜している。摺上河畔は水田には適さない荒地地であったが、近世養蚕の発達に伴い、河道跡が桑畑として順次開墾され、村の境界が複雑化したものと思われる。

このような近代の合併は、ひとり東湯野村だけではなく、前述の湯野村や、同じく摺上川流域に属する旧・信夫郡（現・福島市）の飯坂地区や平野地区、福島市西部の荒川流域に近い地区でも例が見られ、河道の変化による境界変異が、実状にそわなくなっており、合併はその弊害を解消するための行政指導であったことが考えられる。

三、それぞれの氏神

この合併が、氏神信仰にも大きな影響を与えたことは言うまでもない。まず合併以前、この地区ではどのような神社が祀られていたのかを『概史』から見てみよう。

①旧塩野目村	(社号) 稻荷神社	(社格) 村社	(通称) 北向明神
	(社号) 番神堂	(社格) なし	(通称) 法華堂
②旧増田村	(社号) 三島神社	(社格) 村社	(通称) 示現太郎神社
③旧板谷内村	(社号) 愛宕祠	(社格) なし	
	(社号) 山神社	(社格) なし	
	(社号) 彦介稻荷	(社格) なし	
	(社号) 水神宮	(社格) なし	
	(社号) 秋葉様	(社格) なし	
④旧湯野村下組	神社無し		

①【旧塩野目村】

塩野目村社の稻荷神社は、白狐稻荷とも称し、神体が常時北面していたことから北向明神とも称した。神体は神像で、盗難に遭って像の一部分しか残っていなかったが、明治六年に桑折諏訪神社神職の久保篤見がこれを仏像として境内で焼却したので現存しない。

これは神社のことではないが、元禄から享保にかけて、塩野目村で宗旨に絡む事件があった。村内に二家の豪農があり、その一軒が曹洞宗丁寺から法華宗H寺に改宗したことで丁寺信徒の豪農が、H寺信徒の豪農と論争となり、両者は江戸に呼び出されて詮議を受けたという。結局法華宗に改宗した者が勝訴したと『概史』は記している。番神堂は法華宗の家の者が祀ったものであろう。

当時、曹洞宗丁寺は福島藩主板倉氏の菩提寺で、福島四カ寺の一つに数えられる有力寺院であったが、そのような寺院を相手に論争に及んだのは、当地が三河刈谷藩領であり、福島藩の支配を直接受けていなかった事もひとつの要因であったのかもしれない。

明治十年 福島県伊達郡東湯野村 檀原神社創設の事情（石垣）



図1 塩野目の村社・稲荷神社



図2 塩野目の稲荷神社隣から県指定文化財の雌性坐像土偶が出土しており、古代からここが信仰の場であったことがわかる

②【旧増田村】

増田村社の三島神社は、幕末から明治七年の間に、祭神が二度変更されている。『信達一統志』(嘉永六年)に「大山津見命、人家の西に鎮座す。十一月中の西の日を以て祭れり。当邨氏子等雉子を食せずとなむ」とあり、また三島神社が「山の神さま」と呼ばれていたことから、少なくとも江戸後期までは大山津見神が祭神であったことがわかる。^(注7)

三島本宮である伊豆の三島神社(現・三島大社)の祭神が、平田派国学者の影響で八重事代主神に変更されたことを受けて、当社も事代主神に変更されたという。『概史』が載せる当社の明細書によると、慶応元年の例祭で日光院住職が「南無事代大権現」と祭詞を奏上したとあるので、幕末には事代主神に変更されていたと見られる。^(注8)

しかし明治七年八月の『村社取調書上』では祭神が高皇産靈尊となっている。神社の管理が僧侶から神職に変更となった際に祭神も変更されたものと思われる。^(注9)

このことを、郷土史家半沢光夫著『福島発・歴史地図』では、「信達地方の国家神道の影響」の一項目を立て、三島神社の祭神変更は国家神道によるものと指摘しているが、この祭神変更は寺院から神社に管理が移る際、社司社掌の判断による変更と思われる、国家神道によるものというほどの事ではない。^(注10)

なお、現在は味相高彦根神も同殿に祀られているが、それは明治四十五年に合祀された示現太郎社の祭神である。

また、氏が雉子を食さない禁忌は、三島神社は一説に石長姫命を祭神とするとの口碑による。「オケケン様」と称して子供の百日咳き治癒に靈験があったという。最初は鶏が神使であったが、食の禁忌で生活に不自由があったために雉子に変更したという。オケケン様とは鶏の鳴き声であろう。

実は、岩手県南部から宮城県・福島県・山形県の内陸部にはニワタリ神の信仰が点在している。ニワタリは庭渡・二渡・三渡・荷渡・水渡・鬼渡などと書かれ、



図3 増田の村社・三島神社 この神社は重層信仰となっており、表層部は鎌倉期の三島神社であるが、その深層部に石長姫命があり、基層部にはニワタリ神の信仰も確認できるので鎌倉以前の古社と思われる

旧信夫郡では水雲と書いてミワタリと呼んでいる。それが転じてニワトリとなり、これをニワトリ権現と呼んで、子供の百日咳きに靈験があるとする^(注1)ことは信仰圏内で共通している。

ニワタリ神社は、本社も祭神も不詳で、極めて土着性が高く、後から祀られた他の神に主祭神の座を譲って痕跡を断つ例は見られるが、境内社として祀られることはほとんどない。そのことは、ニワタリ神が祀られた時代が相当古く、東北地方南部の神祇信仰の基層の一部であることを示している。

オケケン様が石長姫命か、もとはニワタリ神であるとするならば、鎌倉初期より当地を治めた伊達氏関係者によってもたらされた三島信仰に主の座を譲りながらも、長く生き延びた南奥羽固有の信仰といえる。

つまり三島神社には重層信仰が認められ、表層部は三島神社で、その深層部に石長姫命の信仰が隠れており、更に基層部には東北地方独特のニワタリ神信仰が息づいているのである。

③【旧板谷内村】

三か村の中で旧塩野目村と旧増田村には村社が存在したが、旧板谷内には村社が存在しない。

かつて板谷内村では熊野神社が祀られていたが、天明年間大火があり、神体が空を飛んで隣の四箇村に遷ったという。以来、神社は隣の四箇村で祀られ、板谷内の村民もそのまま氏子としてこれを祀り、明治七年まで熊野神社の屋根葺替えの際には、板谷内住民にも萱の割り当てがあったという。

四箇村は板谷内村の西に隣接し、『福島県の地名』（日本歴史地名大系7）によると、元和五年（一六一九）湯野村の内蔵之助なる者が上飯坂・下飯坂・板谷内・湯野の四箇村の野地を開発して立村し、明治九年湯野村・北原村と合併して湯野村となった。四箇と板谷内の集落とは結構距離がある。大火で熊野神社が飛来したとするのは火災によって四箇に神社が避難したのであろうか。



図4 四箇の村社・熊野神社 社殿に戸を立てると凶事があると言われている

板谷内では、明治十年に火災で焼失した秋葉様が氏神的役割を担っていたらしいことが『福島町の町と村Ⅱ』に記されている。

④【旧湯野村下組】

下組は湯野村の一部であったが、地勢上隣村との合併が有利とみなされた地域である。従って氏神は本村の湯野にあった。『概史』によると、下組ではもと四箇の熊野神社や、湯野村の新狐稻荷神社の氏子であったが、合併により氏神がなくなってしまったと記している。つまり合併によって湯野村の神社の氏子区域から分離したことを示している。

隣接する三か村との合併で、下組が湯野村の新狐稻荷神社の氏子から分離し、氏神社を有さなくなったことが村社の創設に至る経緯の中で大きな要因となるのである。



図5 熊野神社境内にある摺上大権現の石碑はこの地方では珍しい

四、新しい村社の創設

以上見てきた通り、合併して一村を成した三か村及び一地域では、神社信仰に關してそれぞれの事情は三者三様であった。中でも重要なのが③旧板谷内村と、④旧湯野村下組で、両者は合併によって氏神を失うことになったからである。

『福島町の町と村Ⅱ』は、明治九年(一八七六)下組は合併により氏神と離れてしまい、翌十年板谷内の火災で、明光寺や氏神として祀っていた秋葉様が焼失、そのためこの地の人々は新しい鎮守の建設を考えていたという『東湯野小沿革史』の記事を紹介している。氏神から分離された下組の不安、社寺を一度に失った板谷内の精神的打撃は深いものがあつたであろう。新たな村社設立の議は、恐らくこのような事情が起因し、やがて板谷内と下組の氏神の創設に止まらず、新生東湯野村一円の氏神へと構想が拡がって行ったものと思われる。

その辺りの事情は、明治十年「村社新設願」から読み取れる。^(注七)

村社新設願

岩代国伊達郡旧湯野村内下組旧板谷内村私共宇氏神之儀者旧四ヶ村湯野村熊野神社稻荷神社ニ御座候処昨九年旧塩野目旧増田旧板谷内三ヶ村ニ湯野村之内下組ト唱候飛地之屋敷ヲ組入合併シ東湯野村ト村名改正仕度旨御願申候処願之通り御聞届ニ相成候依而者旧板谷内並ニ旧湯ノ村之内下組ニ於テ氏神他村ニ相成同不都合不尠候各是迄ノ熊野神社稻荷神社相離シ村社之儀旧塩野目稻荷神社字上岡鎮座旧増田三島神社字三島ニ鎮座之有候処兩社ノ儀ハ同処ニ是迄之通り其儘据置今般同村鈴木文七永倉孝太郎外六十一名ヨリ出金最モ畏キ御神ニテ在マセバ神武天皇ヲ当村地内字檜崎山ニ奉勸請シ檀原神社ト称号シ旧板谷内三十三戸旧湯野村ノ内下組二十七戸ノ氏神社ト仕度村民ノ志願ニ候尤右檜崎山ノ儀ハ岨嶮薄地ニシテ一村総持ノ草山其他清潔ニシテ景勝ノ

場ニ御座候間何卒出格ノ御詮議ヲ以テ願意速ニ御許可被成度奉懇願候且宮殿
造営相成候上ハ前書ノ三社共村民一同修繕無怠慢尽力致永続依之別紙景状反
別取調絵図建物図面相添此段奉願候以上

明治十年 右村小前総代 永倉孝太郎

右 同断 鈴木文七

什長 鈴木武左エ門

右 同断 堀江六治郎

右 同断 永倉 満

用係 高橋平次郎

郷社祠掌権講義久保喜久

副戸長 黒田純平

東湯野村の成立が明治九年六月であるので、村社創設の議は早くも翌年には始
動していた。翌年板谷内で発生した火災が拍車をかけたのかも知れない。

また、明治十年村社創設計画の段階で既に祭神を神武天皇とすることが決して
いる。このことは、奈良県の官幣大社橿原神宮創建より十三年も先行しているこ
とに注目したい。

「村社新設願」から窺える経緯を順を追って見ていく。

①旧板谷内並二旧湯ノ村之内下組ニ於テ氏神他村ニ相成同不都合不尠候

旧板谷内村と旧湯野村下組の氏神は他村の地となり不都合が多い

②各是迄ノ熊野神社稻荷神社相離シ

これまで氏神としていた熊野神社（板谷内の氏神で四箇村、後の湯野村に鎮座）と
稻荷神社（下組の氏神、湯野村に鎮座）から、それぞれ氏子を分離する



図6 橿原神社社殿

③村社之儀旧塩野目稻荷神社字上岡鎮座旧増田三島神社字三島二鎮座之有候処
社ノ儀八同処ニ是迄之通り其儘据置

村社については、塩野目の稻荷神社と増田の三島神社は同所にこれまで通り残し置き新設の村社に合祀しない

④今般同村鈴木文七永倉孝太郎外六十一名ヨリ出金最モ畏キ御神ニテ在マセバ神
武天皇ヲ当村地内字榎崎山ニ奉勸請シ檀原神社ト称号シ

鈴木文七・永倉孝太郎ほか六十一名が出資して神社を創り、最も畏き神である神武天皇を祭神として、村内の榎崎の地に勸請して檀原神社と称する

⑤旧板谷内三十三戸旧湯野村ノ内下組二十七戸ノ氏神村社ト仕度村民ノ志願ニ候
旧板谷内の三十三戸、旧湯野村下組二十七戸も氏神村社と致したいと村民は願っている

⑥尤右榎崎山ノ儀八岨峽薄地ニシテ一村総持ノ草山其他清潔ニシテ景勝ノ場ニ御
座候

榎崎の地は小高い土地であり一村共同の草山等なので 清浄な土地であり景色もよい

⑦且宮殿造営相成候上ハ前書ノ三社共村民一同修繕無怠慢尽力致永続

檀原神社社殿が竣功したなら三島神社・稻荷神社と共に村民一同で修繕を怠らぬべく尽力致したい

①で板谷内と下組では氏神がなくなったために不都合が生じた状況を述べ、②で他村となった氏神社から板谷内・下組の氏子を分離すると述べているので、村

社創設の直接的起因はまさにそこにあったことが判る。

続いて③では、旧塩野目村社の稻荷神社と、旧増田村社の三島神社はそのまま残すと述べ、⑦で三社(稻荷・三島・檀原各社)は村民一同で維持してゆく方針が述べられている。つまり檀原神社創設当初は、旧村社を含めた三社をすべて村社的に扱おうとする予定だったと思われる。

④で檀原神社創設の出資者六十一名とあり、続く⑤に板谷内三十三戸、下組二十七戸(合計六十戸)とある数とほぼ同数となる。このことは、出資者は合併により氏神を失った板谷内と下組の人々の予定であったと考えられる。また祭神を、「最も畏き御神である神武天皇とする」ことが当初から決まっていたことが窺える。

⑤は非常に気になる一文であるが、檀原神社は板谷内と下組の氏神たる村社にしたいと述べている。しかし⑦で三社共村民一同で維持してゆく方針が述べられているので、とりあえず氏神がない板谷内と下組の者が檀原神社を創設し、稻荷・三島の両社を加えて一村で維持しようとしたことが見て取れる。

以上の経緯は神社設立に係る公的手続きであり、東湯野一円の村社を設ける議は合併時に遡り、明治八年榎崎の地に、すでに社殿が建設され、それを神武天皇遙拝所と称していた。^(注4)

当局への申請はなかなか許可されなかったようで、申請は明治九年六月六日、同十年八月、同十一年と三度に及び、同年三月八日に設立許可が下りた。その時点での氏子数は四十五戸、積立金五百円であったという。

また一村の神社とすべく、社殿造営に際して細工場を村内三箇所(鈴木文七・伊藤祐七・近藤喜三郎の三氏宅)に設置、墨付けは湯野村の奥村氏、刻み方は増田の黒須忠右衛門がそれぞれ担当している。本殿は桑折町の諏訪神社の旧本殿を譲り受け、塩野目の小原万吉が棟梁となり移築した。境内は増田と塩野目の共有地であった。^(注4)

五、祭神と社号

当社の祭神を神武天皇とし、社号を檀原神社とすることは、早くも明治十年の「村社新設願」に「最モ畏キ御神ニテ在マセバ神武天皇ヲ当村地内宇樫崎山ニ奉勸請シ檀原神社ト称号シ」とあることから、当初からの決定事項であった。

『福島町の村Ⅱ』には、すでに明治八年ころから旧塩野目村の北方柏崎に社殿を建て、神武天皇遙拝所と呼んで春の祭りを営んでいたとある。そうすると、新設の村社の祭神を神武天皇とすることには、明治八年まで遡れることになる。

また『概史』は「摺上河畔の石宮を遷し奉ったという説」を掲げ、昔から摺上川の堤防近くに神武天皇を祀った石宮があったが、氾濫の度に流出するので、高台に祀ったのが檀原神社の元宮となったという説を紹介している。此説は、神社創設時、神武天皇を祭神とすることに対して、なかなか許可が下りなかったことを物語っているものと思われる。維新以前に神武天皇を石祠に祀っていったというのは、官許を得るために神武天皇を祀る元宮があったという話を創り、神社創設の口実としたのではなからうか。^(注15)

また『概史』は祭神決定にかかわる興味深い逸話を載せている。神社創設時に当時太政大臣として新政府のトップの座にあった三条実美の「檀原神社」の揮毫を得、現在拝殿に掲げてある社号を刻んだ匾額の原本となったという。

三条実美は幕末攘夷倒幕を目論み、孝明天皇の大和行幸を画策した一人で、行幸は実現しなかったが、天皇の神武天皇陵参拝が計画されていたことに注目したい。三条実美の揮毫を得た経緯について、政府高官であっただけでなく、神武天皇との関係がなかったか、今後の検証を俟ちたい。



図7 檀原神社の社号額

東北地方の創設されたばかりの一村社に太政大臣が簡単に揮毫を下すとは考えにくい。その点について『概史』は、神社創設の中心人物であった鈴木文七が養蚕業で成功し輸出も行っていた関係で、横浜の蚕種問屋と懇意にしていたことから、三条実美の揮毫を得たらしいことを記している。しかしそれは県庁から焼却を命じられ、表向きは字内畑の稲荷神社境内で古札と共に焼却したことになっているが、現在も氏子宅で大切に保管されている。

『概史』は、明治十一年に福島県令山吉盛典宛に提出された二通の許可申請を載せている。一通は檀原神社の社地は風が強く、祭典執行に障害があるので平地に移転したい旨の申請で、二通目は三条実美に揮毫を依頼するのに口添えを願ったものである。

鈴木文七が檀原神社の祭神を神武天皇として新営につき、額面の染筆を三条実美への取り成しを県令に依頼する旨が次の通り記されている。^(注16)

東湯野村興改称其砌ヨリ一村協議之上一ノ神社ヲ創営シ村民親睦永世奉祭致度誠意ヨリ出願、内務省之許可ヲ得候次第二有之候間可相成村民満足致候様成遣度、殿下ニハ国事御多端之中右様之儀願出候ハ如何ニ候得共全以村民敬神之至誠ヨリ出且ハ蓋村永世協和親睦之基ニモ有之儀ニ付概略事情陳述貴下迄御依頼仕候条宜敷御汲重御取扱被遣度此段及御依頼候也

当時、神武天皇を祭神とし、その染筆を太政大臣に求めるのはただならぬ行為であつたらう。県令を動かしてまで目的を遂げようとする姿は、村民の敬神の至誠より起こつたことで、「一村協議之上一ノ神社ヲ創営シ村民親睦永世奉祭致度誠意」という一文から、村の永い協和と親睦の基としようとしたことが理解される。

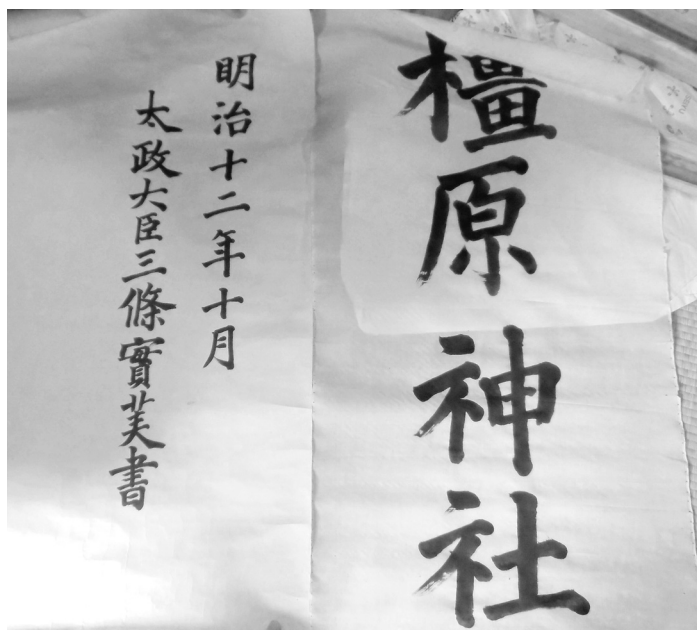


図8 三条実美筆の社号
現在も氏子が大切に保管している

六、檀原神社創設と国家神道

前項で見て来た通り、三条実美の社号揮毫の一件は、明治十年に神武天皇を祭神とする神社を創設して檀原神社と称することが、当局の推進によるものではなく、逆に当局は神武天皇を祭神とすることに反対の態度であつたことが確認できる。

前出の半沢光夫著『福島発・歴史地図』は「国家神道の歴史」という項目を掲げ、「福島市北部で明治初期に改ざんされた国家神道の歴史をさぐる」で次のように説明している。^(注17)

東湯野（村社）檀原神社

明治八年（一八七五）創建

祭日四月三日

祭神神武天皇とする

（神官桑折の国学者の久保篤見）

三条実美の神額というが当時三条は病に伏していた

（旧山ノ神社）

三島神社

神官によって祭神が変更される

祭礼4月3日とされる

北向稲荷

祭礼4月3日とされる

神官によって祭神焼捨てられる

※4月3日はかつて「神武天皇祭」とされた国家の祭日であった。
参考までに桑折町の諏訪神社の説明は次の通り。

桑折諏訪神社

神官久保篤見

(篤胤の弟子)

維新时期に国家神道政策推進

このように『福島発・歴史地図』は、檀原神社の創設は、平田派国学者で国家神道政策を推進した諏訪神社の神官久保篤見によって、祭神が神武天皇とされ、祭日が神武天皇祭である四月三日にされたとも受け取れるような表現をしている。

しかしながら事実を見直せば、久保篤見の取った行動は、三島神社の祭神を事代主命から高皇産靈尊に改め、北向稻荷陣神社の仏像を処分し、両社の祭日を四月三日としたことである。この行為は、いずれも神社の管理が別当寺の僧侶から、神職に移管するに際して、仏教色を払拭したに過ぎないのではないだろうか。当時は神仏混淆が是ではなく、非とされたのだから神官として当然のことだと言える。また、三島神社と北向稻荷の祭日についても、神武天皇祭の日に改めたのではなく、創設された村社の檀原神社の祭日と統一を図ったのであろう。

これまで見て来たように、檀原神社の創設は、合併による一部地区の氏神喪失という事態を改善し、かつ新たな共同体の求心力を檀原神社に求めた結果であり、神職の影響は少なからずあったかも知れないが、村民の自発的行為に主軸があったことは明らかである。

これは結果論かも知れないが、当社の社殿は氏子区域全体を見渡せるようと、東南を向いている。つまり参拝者は西北に対することになり、拝礼する方向に神武天皇陵が想定されていない。このことは当社が神武天皇遙拝所から発展した神社ではなく、氏子区域を見守る鎮守としての性格が強いことを物語っている。

現在、拝殿の内外には様々な記念額が掲げられている。それは当社創設を言祝ぐ詩歌であり、祭器の寄進者名であり、社殿改築の寄進者であり、氏子が檀原神社に對しどれだけの親しみと信頼を寄せていたかを窺う貴重な歴史的資料である。当社の創設要因を国家神道に求めるとすれば、氏子は謂わば被害者ということになるか。しかるに氏子が当社を整備、発展させて来た歴史を示す詩歌の額、寄進者額、記念額の類をどのように説明すればよいのだろうか。

祭日の四月三日は、福島市周辺ではまだ桜の開花以前である。この日に例祭を営むことは、村社の春季例祭や祈年祭的な意味合いも多分にあつたのだろう。明治十年の例祭には草競馬が盛大に行われ、後に「神武様の馬祭り」とも称されるほど賑やかであつたという伝承は、新たな鎮守を創設し、共同体の統合に成功したことに他ならない。

おわりに

祭神を神武天皇とし、祭日とその崩御の日としたことは、旧来の村社の祭神と趣を異にし、既存の神社を無条件で包括できる力ある神が希求された結果である。

新しい共同体に相応しい神社を創設していこうとする氏子の新進の気概から、新時代に相応しい新しい神が選定されたものと解したい。政府高官に揮毫を求めたことも、神社の権威を高めるためではなく、三村一地区で構成された新しい共同体に、正しい秩序を求めた結果であろう。

逆に国家神道政策の当事者とみなされる当局は、神武天皇を祭神とする前例のない神社創設に躊躇した面もある。『福島市史』別巻である『福島市の町と村Ⅱ』は「すでに明治八ころから旧塩野目村の北方柏崎の地に社殿を建て、「神武天皇遙拝所」とよんで春の祭を営んでいた。これは明治新政府の廃仏毀釈に伴う新政の精神的基幹とした国家神道によつた出来事であつた」というが、それはい

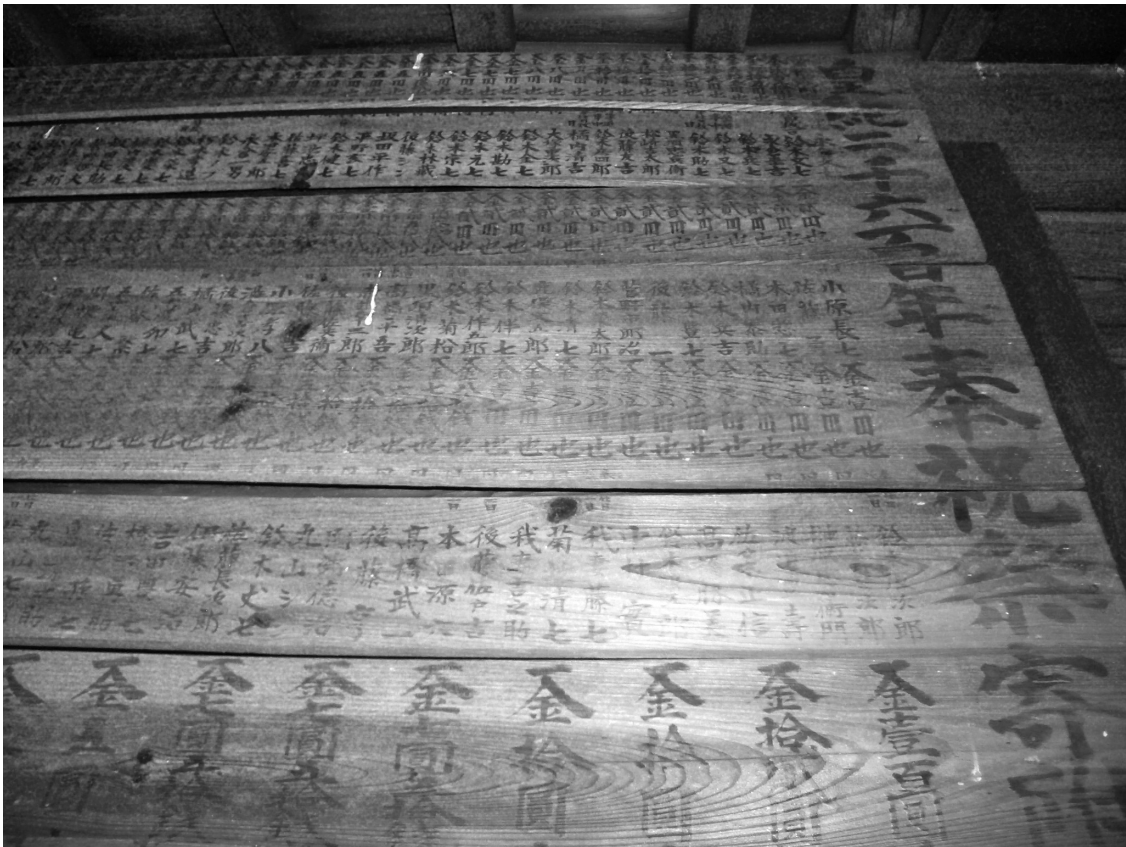


図9 拝殿に掲げられた昭和十五年の紀元二千六百年記念奉祝祭寄付者名額
およそ150名の氏子の名が記されている



図10 檀原神社は神武天皇陵の方角ではなく、氏子区域を見守るように南東を向いて鎮座している。
右奥に見える山は福島市街北に横たわる信夫山。信夫郡の大ハヤマである

かなものであろうか。^(注18)

明治初年の廃仏毀釈や神社行政は、各地方により様でないことは通説となっている今日、一方の当事者である氏子側の動向も重要なファクターであることを忘れてはならないだろう。国家神道で一括してしまうのは簡単だが、事実はそれほど単純ではないのである。

なお本稿は、皇學館大学研究開発推進センター共同研究員・窪寺恭秀氏と平成二十七年に実施した共同調査をもとに執筆したものである。

(了)

□注

- (1) 神武天皇遙拝所揭示の「由緒書」による
- (2) 藤井貞文「明治維新前後における神武天皇景仰の思想と紀元節の制定」『神武天皇と日本の歴史』中山久四郎編 小川書店 昭和三十六年 一九四〜五頁
- (3) 同右 一九五頁
- (4) 『東湯野概史』東湯野概史編集委員会編 昭和四十九年 東湯野小学校創立百年祭実行委員会 九〇頁
- (5) 同右
- (6) 『信達一統志』卷之二(伊達郡) 志田正徳著 嘉永六年 『福島市資料叢書』第三〇輯 福島市史編纂委員会 昭和五十二年 一五一頁
- (7) 前出『東湯野概史』 八十五頁
- (8) 同右 八十六頁
- (9) 同右 八十五頁
- (10) 同右 八十五頁
- (11) 味耜高彥根神は陸奥国白河郡の式内社で陸奥国一宮である都都古別神社(近津明神)の祭神であり、示現太郎社は下野国に分布していることを併せて考えると、その周辺からの集団移住が想像される。鎌倉初期に伊達郡は伊達氏の始祖となる常陸

の中村氏に与えられており、その頃味耜高彥根神や示現太郎社を奉じる一族が当地に移住したのであろう。

ニワタリ神については、仙台市青葉区下愛子の諏訪神社の右宮に彌渡^{みよ}大神が祀られておりミワタリと呼ぶ場合もあるが、多賀城市笠松には仁和多里権現社があり、仙台市泉区鎮座二柱神社の旧称も仁和多利権現であった。また、福島県伊達市の梁川八幡宮に伝わる弘治三年(一五五七)祭礼規式写に「氏神庭タリ」とあることなどから、ここではニワタリと呼んでおく。この神については『福島市史』第一巻 福島市史編纂委員会 昭和四十五年 二〇〇頁を参照した。

- (12) 前出『東湯野概史』 九十六頁
- (13) 同右 九十五頁
- (14) 同右 九十五頁
- (15) 同右 九十八頁
- (16) 同右 九十八頁
- (17) 半沢光夫『改訂復刻 半沢光夫の福島発・歴史地図』(上巻) 株式会社ナカガワ 平成二十二年 七五頁 (初版は平成四年)
- (18) 『福島市の町と村Ⅱ』「福島市史」別巻Ⅵ 福島市教育委員会 昭和五十八年

(いしがき よしひさ)

神宮権禰宜 元皇學館大学研究開発推進センター神道研究所共同研究員

Circumstances for establishment of Kashihara Jinja in 1877

ISHIGAKI Yoshihisa

In the early Meiji period, there was an integrated region of small villages for the purpose of improving the efficiency of administration. In the case of integrating small villages, designated public *jinja* of each village. Sometimes increased though the process. In such cases, they could maintain the original condition, integrate *jinja* of some villages, or establish new *jinja*. This article is about the establishment of a *jinja* for the first time enshrined *Jimmu*, the first emperor, a kami (Shinto deity) in those regions for the first time, by reason of necessity to establish new *jinja* for the people under the protection of the local deity in northern area of *Fukushima*-prefecture.

Before the Meiji Restoration, there was not any *jinja* that the first emperor *Jimmu* is enshrined as kami in that area. Therefore, researchers of local history concluded this phenomenon was caused by State Shinto, and a book for city history follows their conclusion as well. However, actual condition of integrated villages was supposed to be taken into consideration.

The fact the first emperor *Jimmu* was chosen as an enshrined deity, is caused by the idea that people under the protection of the local deity wished for a new kami to unite a new community, and they voluntarily tried to manage the *jinja* with new style along with new age. We can recognize some indications that administration who had recommended State Shinto hesitated to accept the unprecedented example of establishment a *jinja* that the first emperor is enshrined as kami.